

平成二十七年八月四日受領
答弁第三五二号

内閣衆質一八九第三五二号

平成二十七年八月四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員初鹿明博君提出文化施設と表現の自由に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出文化施設と表現の自由に関する質問に対する答弁書

憲法第二十一条の保障する表現の自由は国民の基本的人権のうちでもとりわけ重要なものであるが、地方公共団体が運営する文化施設における芸術作品の展示の在り方については、当該施設を運営する地方公共団体において適切に判断すべきものと考ええる。